

【商工労働観光部】

件名	府商工関係団体の次期情報システム契約について
<p>申立概要 【受理 24.5.1】</p>	<p>当該団体は、府の補助金を受け、次期情報システム（以下「次期システム」という。）の整備を進めているが、次の点に疑義がある。</p> <p>① 補助金の交付対象とならない経費等が含まれた契約が締結されており、補助金支出は不当である。</p> <p>② 入札で事業者が選ばれているが、最低価格の業者が選定されていない上に落札価格も公表されていないなど、落札業者に有利なように事業者選定が進められた疑義がある。</p>
<p>確認事項</p>	<p>① 当該団体の情報システムの設置・運営等に係る経費には、府からの補助金（対象経費：賃借料及び保守料）が充当されています。当該団体は、24年度からファイナンスリース方式による契約を新たにリース業者と締結し、全額リース料（賃借料）として支出されていますが、補助対象外の委託料がリース料に含まれている可能性が確認されたため、補助金支出に際しては、リース経費の内容等を厳正に点検・確認する必要があると認められます。</p> <p>② 事業者の選定は、企画提案（プロポーザル）方式で実施されており、価格のみで選定されていないものと認められますが、募集条件等において疑義を招いていることについては、連合会としても真摯に受け止め、説明等対処することが必要と認められます。</p>
<p>結果 （意見・要望） 【通知 24.6.13】</p>	<p>○ 所管部局（商工労働観光部）に対し、次のとおり要望しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次期システムの更新経過や仕様書の適合状況等の確認も含め、補助金を執行する立場からリース料について十分に審査を行い金額を精査するなど、支出事務の適正化に努めること。 ・ 当該団体に対し、法人として説明責任等を果たすとともに、府補助金事業の実施について公平性や透明性を確保する方策が検討されるよう指導に努めること。
<p>対応状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約方法、内容を精査したところ、府補助金の対象外となる経費が含まれていたため、当該経費を補助対象から除き、補助金額を確定しました。

※ 対応状況については、所管部局からの報告を基に記載